

議案第6号

山都町手数料条例の一部改正について

山都町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年3月9日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

行政手続のデジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載された個人番号カードの普及を図るため、個人番号通知カードの再交付等の手続が廃止されることに伴い、山都町手数料条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町手数料条例の一部を改正する条例

山都町手数料条例（平成17年山都町条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表を次のように改める。

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係事務

個人番号カードの再交付手数料（個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。）	1件につき800円
---	-----------

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行する。

山都町手数料条例(平成17年条例第53号)新旧対照表

現行	改正後（案）						
<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。)関係事務 (略)</p> <p>2 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく事務 (略)</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係事務</p> <table border="1" data-bbox="163 715 1032 1002"> <tr> <td data-bbox="163 715 797 858">通知カードの再交付手数料(通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)</td> <td data-bbox="797 715 1032 858">1件につき500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 858 797 1002">個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)</td> <td data-bbox="797 858 1032 1002">1件につき800円</td> </tr> </table> <p>4～11 略</p>	通知カードの再交付手数料(通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)	1件につき500円	個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)	1件につき800円	<p>別表(第2条関係)</p> <p>1 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。)関係事務 (略)</p> <p>2 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく事務 (略)</p> <p>3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)関係事務</p> <table border="1" data-bbox="1057 715 1921 858"> <tr> <td data-bbox="1057 715 1691 858">個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)</td> <td data-bbox="1691 715 1921 858">1件につき800円</td> </tr> </table> <p>4～11 略</p>	個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)	1件につき800円
通知カードの再交付手数料(通知カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)	1件につき500円						
個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)	1件につき800円						
個人番号カードの再交付手数料(個人番号カードの追記欄の余白がなくなったときその他の再交付がやむを得ないものとして町長が認める場合を除く。)	1件につき800円						